

今週のトピックス

税務・会計

経営承継円滑化法の民法特例

5月9日に中小企業の事業承継支援の根幹となる経営承継円滑化法が成立しました。同法は非上場株の円滑な承継の為、事業継続を要件に後継者が取得した株式等の80%対応分の相続税の納税猶予が特徴ですが(21年度改正。20年10月1日に遡及適用予定)株式を一人の人に集中し易くする為、民法の遺留分の算定基礎から必要株式を除外できるという多少過激な制度が規定されています(適用開始は20年10月1日から若干遅れる見込み)。この民法特例で使用する非上場株式の評価額計算については、財産評価基本通達とは異なる方法が検討される模様です。中小企業庁では、夏ごろまでには政省令を決定したいとしているので、今後の動向に注意が必要です。

電子データの請求書と仕入税額控除

消費税の仕入税額控除を受けるには、帳簿への記録・保存、課税仕入の事実を証する請求書等を保存しなければなりません。東京国税局はこの程、EDI取引(通信回線を介した発注、支払等)により請求書そのものが作成されない場合には、「やむをえない理由」があるとして、仕入の相手方・年月日・資産等の内容とともに「EDI取引による課税仕入である旨」コンピューターに記載すれば仕入税額控除の適用が受けられるとの見解を明らかにしました。

経営

知って得する相続対策セミナー

相続は日常生活の中ではつい敬遠されがちですが、人の死亡により突然訪れるかなり現実的で重大な問題です。このような相続について基礎的なことだけでも頭に入れておくことが会社の経営にとっても有益です。このセミナーは遺言書を残すことや相続の誤解を解消することを中心に「相続」についての対策を最近の状況も踏まえ解説します。

日時：6月28日(土)13時～16時 場所：あだち産業ビル5階 無料

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-17734.html

人・もの・カネ

「貯蓄から投資への時代、賢い資産運用を考えよう」(セミナー)

将来の生活プランがある方もない方も、基本的な金融商品の性格や特徴を知っていれば、より自分にあった生活設計が出来るかもしれません。このセミナーでは、初心者向にマネープランや金融商品の運用目的に合った選び方を解説します。日時：6月12日 14時～16時 場所：世田谷産業プラザ3階

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-17698.html

ニュースな日々

証券税制改正

平成20年度税制改正の証券税制改正により、上場株式等の譲渡所得に対する課税については、軽減税率が20年12月31をもって廃止され、21年1月1日から所得税15%・住民税5%の計20%の税率となります。ただし、2年間は経過措置として譲渡所得のうち500万円以下の部分は所得税7%・住民税3%の軽減税率が適用されます。

また、上場株式等の譲渡所得が500万円を超える場合には、その年分は源泉徴収選択口座の申告不要の特例は適用されないため、ご自身での申告が必要です。

今週のおすすめ

『夏姫春秋』宮城谷昌光 著(講談社文庫)

国々が乱立し覇権を争った中国の春秋時代、南の大国楚の重臣・巫臣がある女性を連れて晋国に亡命する、という衝撃的な事件が起こります。その女性の名は「夏姫」。鄭国の公室を出され陳国に嫁した夏姫は運命に翻弄され紆余曲折の後楚国に到ります。そして夏姫に近づいた男たちは次々と…。悪女といわれる夏姫を見事に昇華させた上下2冊の歴史絵巻です。直木賞受賞作品。

タワーの灯

陰暦の6月2日は開港記念日だそうです。言われてみれば、ふとした拍子に外人墓地の中に入ったことがあります。知っている外人は見当たりませんが、刑務所を導入した人など結構偉い人が眠っています。妙な雰囲気がお勧めです。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル
5階
TEL:03-6436-0201
FAX:03-6436-0202
Info@mionet.co.jp